破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１２１号
北海道小樽市末広町20番９号
債務者　沼田　弥生
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第１２４号
北海道小樽市天神１丁目21番18号
債務者　富樫瑠美子
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第４１５号
石川県白山市千代野東１丁目７番地７、従前の住所石川県能美郡川北町字橘ハ119番地１
債務者　アキ・コーポレーションこと　中田　昭宏
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第４１６号
石川県白山市千代野東１丁目７番地７、従前の住所石川県能美郡川北町字橘ハ119番地１
債務者　中田　明美
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第３３号
石川県羽咋市鹿島路町ソ19番地
債務者　中居　清香
1　決定年月日時　平成25年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２５年（フ）第２１８号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番22―811号、旧住所福井県大野市横枕第１号６番地１
債務者　土藏　政則
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２１９号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番22―811号、旧住所福井県大野市横枕第１号６番地１
債務者　土藏　礼子
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２８９号
福井市西方１丁目５―10、住民票上の住所福井市城東３丁目２番20号
債務者　久保千夏子
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
福井地方裁判所民事部破産係